

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣 金子 恭之

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(特定無線局の対象とする無線局)
第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

〔一・二〕略

三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局（設備規則第五十四条の三において無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）（同条第三項に規定する無線設備を使用するものにあつては、一四・四 GHzを超え一四・五 GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に限る。）

〔四〇九〕略

〔2〕略

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

〔一・二〕略

三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局

〔1〕(3)略

〔4〕設備規則第五十四条の三第四項に規定する技術基準

〔四〕略

五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局

〔1〕(8)略

〔9〕設備規則第四十九条の二十三の六に規定する技術基準

〔10〕(17)略

〔六〇十二〕略

(特定無線局の対象とする無線局)
第十五条の二 〔同上〕

〔一・二〕同上

三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局（設備規則第五十四条の三において無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）であつて、一四・四 GHzを超え一四・五 GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）

〔四〇九〕同上

〔2〕同上

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 〔同上〕

〔一・二〕同上

三 〔同上〕

〔1〕(3) 同上

〔新設〕

〔四〕同上

五 〔同上〕

〔1〕(8) 同上

〔新設〕

〔9〕(16) 〔同上〕

〔六〇十二〕同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(申請手続の簡略) 第十五条の二の二 「略」</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)(又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)(及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)(の無線設備の設置場所とする。)(を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。)(、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局(以下単に「フェムトセル基地局」という。)(又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局(以下単に「特定陸上移動中継局」という。)(であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)(を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限る、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。)(、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)(等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。)</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>〔1枚目～3枚目 略〕</p> <p>4枚目(V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)</p> <p>〔表略〕</p> <p>5枚目(V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(申請手続の簡略) 第十五条の二の二 「同上」</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)(又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)(及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)(の無線設備の設置場所とする。)(を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。)(、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局(以下単に「フェムトセル基地局」という。)(又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局(以下単に「特定陸上移動中継局」という。)(であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)(を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限る、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。)(、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)(等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。)</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>別表第二号の四 「同左」</p> <p>〔1枚目～3枚目 同左〕</p> <p>4枚目(V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の23の5、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)</p> <p>〔表同左〕</p> <p>5枚目(V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の23の5、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)</p> <p>〔表同左〕</p> <p>〔注 同左〕</p>
--	--

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章」第八章 略
 第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条―第二百六十一条の五）
 「第十章 略」
 附則

第二百六十二条の二 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局及び設備規則第五十四条の三第三項に規定する無線設備を使用する地球局は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 〔一 略〕
- 二 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局を船上で運用する場合において、低潮線の平均海面からの高さ八〇メートル地点における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、最大の電力密度の1MHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次号において同じ。）の値は（一）一一六デシベルを超えて運用しないこと。
- 〔三 略〕

第二百六十二条の三 前条の規定は、設備規則第四十九条の二十三の六に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局及び設備規則第五十四条の三第四項に規定する無線設備を使用する地球局を運用するときについて準用する。この場合において、前条第一号中「二十五度」とあるのは「四十五度」と、同条第二号及び第三号中「設備規則第四十九条の二十三の五」とあるのは「設備規則第四十九条の二十三の六」と読み替えるものとする。

第二百六十二条の四 略
 第二百六十二条の五 略

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

目次

「第一章」第八章 同上
 第九章 宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条―第二百六十一条の四）
 「第十章 同上」
 附則

第二百六十二条の二 「同上」

- 〔一 同上〕
- 二 設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局を船上で運用する場合において、低潮線の平均海面からの高さ八〇メートル地点における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、最大の電力密度の1Hzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次号において同じ。）の値は（一）一一六デシベルを超えて運用しないこと。
- 〔三 同上〕

〔新設〕
 第二百六十二条の三 「同上」
 第二百六十二条の四 「同上」

（無線設備規則の一部改正）

第四条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章 第三章 略」

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

「第一節 第四節の十九の二 略」

第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三―第四十九条の二十三の六）

「第四節の二十一 第九節 略」

「第五章 略」

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナワット以下でなければならない。

「2 33 略」

34 第四十九条の二十三の六に規定する携帯移動地球局及び第五十四条の三第四項に規定する地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

第四十九条の二十三の六 高度一、一〇〇 kmを超え一、三〇〇 km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一四・〇 GHzを超え一四・五 GHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七 GHzを超え一一・七 GHz以下の周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ 携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。

ハ 携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

ニ 周波数及び輻射する電力は、携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ホ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ヘ 他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。

ト 送受信機の筐体は、容易に開けることができなことを。

二 送信装置の条件

四〇 出帯域幅当たりの等価平方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

目次

「第一章 第三章 同上」

第四章 「同上」

「第一節 第四節の十九の二 同上」

第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三―第四十九条の二十三の五）

「第四節の二十一 第九節 同上」

「第五章 同上」

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 「同上」

「2 33 同上」

「新設」

「新設」

「新設」

主輻射方向からの離角 (θ)	最大輻射電力 (1ワットを0デシベルとする。)
0度以上1度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.5\theta + 20$ デシベル
1度以上2度未満	次に掲げる式による値以下 $-1.5\theta + 21$ デシベル
2度以上3度未満	次に掲げる式による値以下 $-0 + 20$ デシベル
3度以上4度未満	次に掲げる式による値以下 $-5\theta + 32$ デシベル
4度以上5度未満	次に掲げる式による値以下 $-7\theta + 40$ デシベル
5度以上5・8度未満	次に掲げる式による値以下 $-6.25\theta + 36.25$ デシベル
5・8度以上5・9度未満	次に掲げる式による値以下 $-65\theta + 377$ デシベル
5・9度以上6度未満	(1) 六・五デシベル以下 次に掲げる式による値以下 $-5\theta + 23.5$ デシベル
6度以上六・1度未満	次に掲げる式による値以下 $(10/9)\theta - (2/9)$ デシベル
六・1度以上7度未満	次に掲げる式による値以下 $-2\theta + 6$ デシベル
7度以上9度未満	次に掲げる式による値以下 $(1) - 1$ デシベル以下
九度以上11度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.0432\theta - 15.0496$ デシベル
11度以上13度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.4621\theta - 5.4149$ デシベル
13度以上15度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.4432\theta - 5.8685$ デシベル
15度以上16度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.4258\theta - 6.3035$ デシベル
16度以上17度未満	次に掲げる式による値以下

二七度以上二八度未満	次に掲げる式による値以下 -0.4098θ - 6.7195フシズンル
二八度以上二九度未満	次に掲げる式による値以下 -0.3949θ - 7.1218フシズンル
二九度以上三〇度未満	次に掲げる式による値以下 -0.3809θ - 7.5138フシズンル
三〇度以上三一度未満	次に掲げる式による値以下 -0.3681θ - 7.885フシズンル
三一度以上三二度未満	次に掲げる式による値以下 -0.356θ - 8.248フシズンル
三二度以上三三度未満	次に掲げる式による値以下 -0.3447θ - 8.5983フシズンル
三三度以上八四度未満	次に掲げる式による値以下 -0.3713θ - 7.7471フシズンル
八四度以上八五度未満	次に掲げる式による値以下 3θ - 272フシズンル
八五度以上二二〇度未満	(一)一七デシベル以下
二二〇度以上二二二度未満	次に掲げる式による値以下 -3θ + 343フシズンル
二二二度以上二二八〇度以下	(一)二〇デシベル以下

(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)

第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局(移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。)のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局(以下この条において「制御地球局」という。)と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するもの(第三項及び第四項において条件が定められている無線設備を除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

「一〇七 略」

「二・三 略」

4 陸上に開設する二以上の地球局のうち、高度一、一〇〇kmを超え一、三〇〇km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局及び制御地球局と通信系を構成するものの無線設備で、一四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を送信し、一〇・七GHzを超え一一・七GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 制御地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を

(他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備)

第五十四条の三 陸上に開設する二以上の地球局(移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。)のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局(以下この条において「制御地球局」という。)と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するもの(第三項において条件が定められている無線設備を除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

「一〇七 同上」

「二・三 同上」

〔新設〕

有する」と。

ロ 制御地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

ハ 周波数及び輻射する電力は、制御地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものである」と。

ニ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御地球局が送信する信号を正常に受信できなくなるときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ホ 他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。

ト 送受信機の筐体は、容易に開けることができないうこと。

二 送信装置の条件

四〇 出帯域幅当たりの等価等方輻射電力は、第四十九条の二十三の六第二号に規定する値とする。

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第77 略】

第78 第49条の23の6及び第54条の3第4項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

別表第三号 (第7条関係)

【1～41 略】

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備 (14、36、37、41、56、68及び69の規定の適用があるものを除く。)であつて、総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2) に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。
[43～68 略]

69 第49条の23の6及び第54条の3第4項に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2) に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

70 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から69までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第77 同左】

【新設】

別表第三号 (第7条関係)

【1～41 同左】

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備 (14、36、37、41、56及び67の規定の適用があるものを除く。)であつて、総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2) に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。
[43～68 同左]

【新設】

69 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から68までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

「一〇九の三 略」

九の四 設備規則第五十四条の三第四項においてその無線設備の条件が定められている地球局

に使用するための無線設備

「十〇二十八の二の五 略」

二十八の二の六 設備規則第四十九条の二十三の六においてその無線設備の条件が定められて

いる携帯移動地球局に使用するための無線設備

「二十八の三〇七十七 略」

〔2 略〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1・2〕 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

送信装置	一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
無線数				〔略〕
周波数				○ 第一条第九項の無線設備
周波数又はスペクトル分				○ 第一条第九項の無線設備
				〔略〕
				○ 第二条第十項の無線設備
				○ 第二条第十項の無線設備
				〔略〕

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

「一〇九の三 同上」

〔新設〕

「十〇二十八の二の五 同上」

〔新設〕

「二十八の三〇七十七 同上」

〔2 同上〕

別表第一号 〔同上〕

「一 同上」

〔1・2〕 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

送信装置	一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別
無線数				〔同上〕
周波数				○ 第二条第九項の無線設備
周波数又はスペクトル分				○ 第二条第九項の無線設備
				〔同上〕
				○ 第一条第十項の無線設備
				〔同上〕

隣接チャネル選度	スレスレス・アップ	減衰量	通過帯幅	感度	波の制限等
低周波発振器標準信号	歪率計又はレベル器号標準信号	計レベル	計周波数器号標準信号	計レベル	計周波数器号標準信号

隣接チャネル選度	スレスレス・アップ	減衰量	通過帯幅	感度	波の制限等
低周波発振器標準信号	歪率計又はレベル器号標準信号	計レベル	計周波数器号標準信号	計レベル	計周波数器号標準信号

音 び 歪 総 雑 及 合	特 性 シ フ エ デ ス ア ン イ	動 数 周 器 発 局 変 波 の 振 部	計 周 波 数	特 性 相 変 調 互 性	効 果 抑 感 果 果 度 度	計 又 は オ シ ロ ス コ ー プ
音 計 歪 器 号 標 率 發 生 準 信 雑	波 器 直 線 檢 器	低 周 波 發 振 器	計 周 波 数	レ 器 号 標 ベ ル 發 生 準 信	計 レ 器 号 標 レ ベ ル 發 生 準 信	計 又 は オ シ ロ ス コ ー プ

〔注 1〕 23 略

〔イ・ウ 略〕

〔一・三 略〕

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

音 び 歪 総 雑 及 合	特 性 シ フ エ デ ス ア ン イ	動 数 周 器 発 局 変 波 の 振 部	計 周 波 数	特 性 相 変 調 互 性	効 果 抑 感 果 果 度 度	計 又 は オ シ ロ ス コ ー プ
音 計 歪 器 号 標 率 發 生 準 信 雑	波 器 直 線 檢 器	低 周 波 發 振 器	計 周 波 数	レ 器 号 標 ベ ル 發 生 準 信	計 レ 器 号 標 レ ベ ル 發 生 準 信	計 又 は オ シ ロ ス コ ー プ

〔注 1〕 23 同上

〔イ・ウ 同上〕

〔一・三 同上〕

別表第二号 〔同左〕

【第一～第四 略】

第五 地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

【様式略】

【注 1～15 略】

16 10の欄の添付図面の記載等は、次によること。

【(1) 略】

(2) 10の欄の(2)の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、第2条第1項第9号、第9号の2、第30号の2、第30号の3及び第46号に掲げる無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第7項に規定するインパルスサットB G A N型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第3号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

【(3)～(5) 略】

【17 略】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式略】

【注 1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとする。

特定無線設備の種別	記号
【略】	【略】
第2条第1項第9号の3に掲げる無線設備	N R
第2条第1項第9号の4に掲げる無線設備	P R
【略】	【略】
第2条第1項第28号の2の5に掲げる無線設備	O R
第2条第1項第28号の2の6に掲げる無線設備	Q R
【略】	【略】

【5 略】

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記がある。

【第一～第四 同左】

第五 【同左】

【様式同左】

【注 1～15 同左】

16 【同左】

【(1) 同左】

(2) 10の欄の(2)の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、V S A T地球局(第2条第1項第9号の3に掲げる無線設備を除く。)に使用する無線設備並びに第2条第1項第30号の2、第30号の3及び第46号に掲げる無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第7項に規定するインパルスサットB G A N型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第3号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

【(3)～(5) 同左】

【17 同左】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

【同左】

【様式同左】

【注 1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種別	記号
【同左】	【同左】
第2条第1項第9号の3に掲げる無線設備	N R
【同左】	【同左】
第2条第1項第28号の2の5に掲げる無線設備	O R
【同左】	【同左】

【5 同左】

附 則

この省令は、公布の日から施行する。